

資料1

	頁
1 「県立病院改革プラン」の策定について・・・・・・・・・・	1
2 「公立病院改革ガイドライン（総務省通知）」について・・	3
3 県立病院の果たす役割について・・・・・・・・・・	5
4 病院事業会計について・・・・・・・・・・	6

○ 「県立病院改革プラン」の策定について

1 プラン策定の趣旨

- ・ 総合医療センター及びこころの医療センターについては、周産期医療、へき地・災害医療、高度専門・特殊医療など、民間病院が担うことが困難な不採算医療の提供等において県立病院としての役割を果たしている。
- ・ こうした中、地方財政健全化法において、病院事業を含む地方公営企業について一層の健全経営が求められるとともに、病院事業については、昨年総務省より提示された「公立病院改革ガイドライン」において、地域において必要な医療体制の確保を図る観点に立ち、その改革を推進するよう要請されたところである。
- ・ 少子・高齢化の進展、医療の高度化・専門化、医療制度の抜本的改革など、病院を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後とも、本県において安定的かつ継続的に良質な医療を提供していくため、「県立病院改革プラン」を策定し、改革を推進していく。

2 県立病院改革プランの構成等

(総務省「公立病院改革ガイドライン」より)

記載事項	内 容	対応状況等
○ 病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方	・ 地域医療の確保のために病院が果たすべき役割 ・ 一般会計が負担すべき経費の範囲	県保健医療計画や中期経営計画で記述
○ 再編・ネットワーク化	・ 再編・ネットワーク化の概要 ・ 実施予定時期、具体的な計画	
○ 経営の効率化	・ 経営指標に係る数値目標（経常収支比率、病床利用率等） ・ 目標達成に向けた具体的な取組 ・ 各年度の収支計画	両病院の中期経営計画で記述
● 経営形態の見直し	・ 新たな経営形態への移行計画の概要	

「県立総合医療センター
中期経営計画」(平成19年6月策定)を改訂

「県立こころの医療センター
中期経営計画」(本年度策定予定)

3 今後のスケジュール(予定)について

● 第1回懇話会（平成20年8月6日）

- ・ 県立2病院の概要
- ・ 病院の経営状況及び中期経営計画（収支見通し）の概要
- ・ 病院運営の課題
- ・ 経営形態の制度紹介
（地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度等）

● 第2回懇話会（平成20年9月）

- ・ 第1回懇話会の意見集約
- ・ 経営形態の制度比較（メリット・デメリット）
- ・ 他団体・自治体の状況

● 第3回懇話会（平成20年10月）

- ・ 第1回、第2回懇話会の意見集約
- ・ 県立病院の経営形態の見直しについて

● 第4回懇話会（平成20年11月）

- ・ 県立病院改革プラン（骨子案）の協議
- ・ 第1回～第3回懇話会の意見集約

県立病院改革プラン（案）の策定

平成21年3月 「県立病院改革プラン」の策定

○ 「公立病院改革ガイドライン(平成19年12月 総務省通知)」について

1 通知の背景

(1) 地方公共団体の財政健全化の観点から

- ・病院事業会計に対する一般会計からの繰出金が地方財政を圧迫している、との指摘
- ・財政健全化法において、病院事業会計を含む赤字比率が一定の基準を超えた団体について「財政健全化計画」を定めることが義務づけられ、病院事業の赤字が団体の健全化指標に影響を与えることになった。

(2) 社会保障改革の観点から(経済財政諮問会議での議論)

公立病院の高コスト構造の是正のために、医師以外の人件費の抑制やアウトソーシングが必要であり、何らかの指標を設定して自治体の経営改善努力を促す必要がある、との指摘

2 公立病院改革の目的

- (1) 地域において真に必要な公立病院については、必要な人員配置を含む体制を整備し、経営の効率化を図った上で、持続可能な病院経営を目指す。
- (2) 同一地域に複数の公立病院等が並存し、役割が競合している場合は、その役割を見直し、医療資源の効率的な配置を図る。

3 公立病院改革の3つの視点

(1) 経営の効率化

主要な経営指標について数値目標を掲げ、経営の効率化を図る。

(2) 再編・ネットワーク化

地域における公立病院について、その機能の再編成とネットワーク化

(3) 経営形態の見直し

民間的経営手法の導入を図る観点から、事業のあり方を抜本的に見直し

4 地方公共団体における「公立病院改革プラン」の策定

- ・病院事業を設置する団体は、平成20年度内に「公立病院改革プラン」を策定

・改革プランの記載事項

1 病院の果たすべき役割 及び 一般会計負担の考え方	・ 地域医療の確保のために病院が果たすべき役割 ・ 一般会計が負担すべき経費の範囲	
2 経営の効率化 (病院毎に作成)	・ 経営指標に係る数値目標 (経常収支比率、病床利用率等) ・ 目標達成に向けた具体的な取組 ・ 各年度の収支計画	計画期間 3 年
3 再編・ネットワーク化	・ 再編・ネットワーク化の概要 ・ 実施予定時期、具体的な計画	5 年
4 経営形態の見直し	・ 新たな経営形態への移行計画の概要	

公立病院改革ガイドラインのポイント

(平成 19 年 12 月 24 日付け総務省自治財政局長通知)

第1 公立病院改革の必要性

- 公立病院の役割は、地域に必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供すること
(例えば①過疎地②救急等不採算部門③高度・先進④医師派遣拠点機能)
- 地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営を効率化

第2 公立病院改革プランの策定

- 地方公共団体は、平成 20 年度内に公立病院改革プランを策定
(経営効率化は 3 年、再編・ネットワーク化、経営形態見直しは 5 年程度を標準)
- 当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方を明記
- 経営の効率化
 - ・ 経営指標に係る数値目標を設定(参考例…別添 1) 添附略
 - 1) 財務の改善関係(経常収支比率、職員給与費比率、病床利用率など)
 - 2) 公立病院として提供すべき医療機能の確保関係 など
 - ・ 一般会計からの所定の繰出後、「経常黒字」が達成される水準を目途
(地域に民間病院が立地している場合、「民間病院並の効率性」達成を目途)
 - ・ 病床利用率が過去 3 年連続して 70%未満の病院は病床数等を抜本的見直し
- 再編・ネットワーク化
 - ・ 都道府県は、医療計画の改定と整合を確保しつつ、主体的に参画
 - ・ 二次医療圏等の単位での経営主体の統合を推進
 - ・ 医師派遣拠点機能整備推進。病院間の機能重複を避け、統合・再編含め検討
 - ・ モデルパターンを提示(別添 2) 添附略
- 経営形態の見直し
 - ・ 人事・予算等に係る実質的権限、結果への評価・責任を経営責任者に一体化
 - ・ 選択肢として、地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡を提示
 - ・ 診療所化や老健施設、高齢者住宅事業等への転換なども含め、幅広く見直し

第3 公立病院改革プランの実施状況の点検・評価・公表

- プランの実施状況を概ね年 1 回以上点検・評価・公表
- 学識経験者等の参加する委員会等に諮問し、評価の客観性を確保
- 遅くとも 2 年後の時点で、数値目標の達成が困難と認めるときは、プランを全面改定
- 総務省はプランの策定・実施状況を概ね年 1 回以上調査し、公表

第4 財政支援措置等

- 計画策定費、再編による医療機能整備費、再編等に伴う清算経費などについて財政支援措置を講じるほか、公立病院に関する既存の地方財政措置についても見直しを検討
(別添 3) 添附略

○ 県立病院の果たす役割について

疾病構造の変化、医療の高度化・専門化などに的確に対応し、県民の健康の保持増進に必要な高度専門医療や特殊医療などを提供する。

(具体的な役割 「山口県保健医療計画(平成18年5月)」より)

1 三次救急医療体制の確保

重篤な救急患者に対し、24時間体制で高度な救急医療を提供

救命救急センターの設置

(総合医療センター)

2 大規模自然災害医療体制の確保

- ・災害時における重篤患者及び高度・専門的医療を要する患者への対応
- ・災害発生時の災害派遣体制の確保

基幹災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)の整備

(総合医療センター)

3 感染症医療体制の確保

- ・一類感染症や二類感染症の入院治療に対応
- ・エイズに対する良質かつ適切な医療の提供

第一種感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院

(総合医療センター)

4 へき地医療の確保

へき地診療所医師に対する支援、無医地区の医療の確保

へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院

(総合医療センター)

5 がん対策

質の高いがん医療の提供と地域内の医療機関との連携体制の構築

地域がん診療連携拠点病院

(総合医療センター)

6 小児・周産期医療対策

リスクの高い妊婦や乳児に対する高度な周産期医療を提供

総合周産期母子医療センター

(総合医療センター)

7 精神科救急医療体制の確保

- ・民間病院での対応が困難な救急患者の受入
- ・輪番病院等における円滑な患者受入のための連絡調整

精神科救急情報センター

(こころの医療センター)

○ 病院事業会計について

● 「地方公営企業」とは

「地方公共団体が、直接地域住民の福祉の増進を目的として、経営する企業」
(例) 水道事業、工業用水道事業、自動車運送事業、病院事業

《他会計繰入金》

①経費の性質上、企業が負担することが適当でないもの	②企業の性質上、企業において負担することが困難な経費
▽看護師養成事業に要する経費 ▽救急医療の確保に要する経費 ▽保健衛生行政事務に要する経費	▽不採算地区病院の運営に要する経費 ▽高度又は特殊な医療に要する経費



地方公共団体の一般会計において、負担金の支出その他の方法により負担する。
(地方公営企業法第17条の2)

※ 繰入金に関する具体的な基準は、総務省自治財政局長通知による。

《病院事業会計における他会計繰入金の位置付け》

【収益的収支】⇒ 当年度の事業活動に関するもの

【費 用】	【収 入】	
職員給与費	入院収益	[病院事業収益] 医業収益+医業外収益+特別利益 (入院、外来、その他医業)
材料費	外来収益	[病院事業費用] 医業費用+医業外費用+特別損失 (給与費、材料費、経費、減価償却費ほか)
経費	他会計繰入金	※法令等に基づく他会計繰入金を 含めて当年度損益を算定
減価償却費	その他の収益	
その他の費用		

【資本的収支】⇒ 翌年度以降の事業活動に備える投資+企業債償還金等

建設改良費	企業債等	※収入不足額は内部資金により充当
企業債償還金等	他会計繰入金 (内部資金)	

(参考 他会計繰入金の決算状況)

【総合医療センター】

(単位 千円)

項目			対象経費	16年度	17年度	18年度
収	看護師養成	病院等での講義、実習ほか		137,884	137,141	126,133
	救急医療	救命救急センターの運営		455,830	425,928	425,737
	公衆衛生活動	保険審査、研修医受入ほか		111,032	120,888	114,880
	へき地医療	巡回診療ほか		72,662	72,614	54,638
益	高度医療	周産期センター、リニアク運営ほか		350,465	490,487	494,532
	医師等の研究研修	研究研修費×1/2		7,981	7,183	6,444
	経営研修	研修費×1/2		449	404	426
	企業債償還利息	償還利息×1/2		201,342	182,051	170,490
	共済追加費用	追加費用負担額×1/2		111,469	113,927	111,656
	基礎年金拠出金	公的負担額		20,924	—	—
	児童手当	特例給付額		3,035	3,200	4,915
	小計			1,473,073	1,553,823	1,509,851
資	企業債償還元金	償還元金×1/2		323,900	368,674	408,923
	建設改良費	建設改良費×1/2		84,802	39,230	10,095
本	小計			408,702	407,904	419,018
合 計				1,881,775	1,961,727	1,928,869

【こころの医療センター】

項目			対象経費	16年度	17年度	18年度
収	救急医療	空床確保		4,482	3,586	1,749
	公衆衛生活動	看護学生の受入ほか		44,588	43,938	40,952
	精神病院の運営	不採算経費		178,445	193,000	181,249
	医師等の研究研修	研究研修費×1/2		965	868	781
益	経営研修	研修費×1/2		186	167	150
	企業債償還利息	償還利息×1/2		3,976	3,577	4,265
	共済追加費用	追加費用負担額×1/2		20,526	20,023	19,419
	児童手当	特例給付額		660	560	1,485
	小計			253,828	265,719	250,050
資	企業債償還元金	償還元金×1/2		5,361	5,760	6,188
	建設改良費	建設改良費×1/2		5,127	4,724	5,025
本	小計			10,488	10,484	11,213
合 計				264,316	276,203	261,263

山口県計				2,146,091	2,237,930	2,190,132
------	--	--	--	-----------	-----------	-----------